

【月刊】

キャッチピース

76

通巻154号 99/10/20

函館から

地域から平和を作ろう 非核・平和条例全国交流集会を終えて

大場一雄

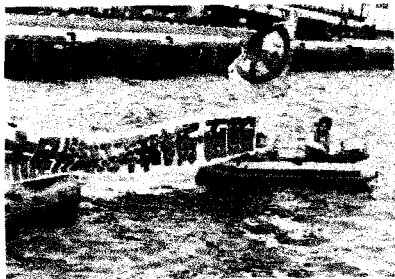
非核・平和函館市民条例を実現する会
事務局次長

12月4日で、「非核・平和函館市民条例を実現する会」が発足して一年です。

97年秋の米空母インディペンデンス小樽入港に三十数万人の市民が見物客が訪れたこと、つづいての米第七艦隊旗艦ブルーリッジの函館入港は、まさしく「新ガイドライン」の先取りであり、「函館では歓迎されていない」との言葉をブルーリッジの艦長が残すほどの反対運動を行ったものの危機感は募るばかりでした。そんな時、「非核神戸方式を条例化し、地域から平和をつくれぬか」という市民グ

ループ「函館平和アクション」のメンバーの発案によって準備が進められ、「アクション」と函館平和委員会、函館地区平和運動センターを中心に賛同人45人、呼びかけ人約250人で「実現する会」がスタートしたわけです。

その後条例文(案)の作成や賛同署名集めの活動を行い、99年3月の函館市議会に計25,042筆の署名とともに市議14人によって「非核・平和行政の推進に関する条例」として提出されました。「非核神戸方式」の条例化と市の施設・用地の使用や市職員の業務は平和目的以



平和船団 函館に「出動」

集会には、横須賀と呉の平和船団が参加、荒天について函館港でデモンストレーションを行った。

(写真:保科吉孝さん)



編集・発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

- 維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円
 - 参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円
 - 通信会員(年額) 3000円
- (会費には本紙購読料が含まれます)

外に認めないのが骨子で、本会議や予算特別委員会での質疑はありましたが、結局、継続審議(改選のため審議未了・廃案)となりました。

「実現する会」では運動の継続を確認し、条例文(案)の再検討と新たに目標を10万人として署名活動を再開しましたが、5月24日の「周辺事態法」等の成立による沈滞ムードは如何ともしがたく、一種の起死回生策として「全国交流集会」が企画されました。函館の想いを全国に発信し、全国の想いを函館に集中させて渴を入れるのです。ホテルを会場にしての1000人規模の全国集会など経験したことはない私たちにとっては、まさに冒険でしたが、背水の陣とばかり個人のつてをたどって全国各地に呼びかけを行いました。開催間近になってやっと遠方からの電話が入るようになりましたが、肝心の市民の反応が見えず不安な日々が続きました。

9月30日、資料の印刷や封筒詰め作業を始めたところに友人から電話。すぐにテレビをつけると「東海村」CO事故」の報道。当初は何が起こったのかわからず、これで関東からの参加者は駄目かなどと考え、つい作業の手も止まりがちでした。10月1日にはあまりの事態に抗議のチラシ撒きを市内のデパート前で行い、全国交流集会でも緊急アピールを採択すべく内容の検討に入りました。

10月2日、「全国交流集会」の一日目の朝は強雨でした。参加者の出足もにぶります。受付準備や警備の配置をしている実行委員も1000席の椅子を眺めてため息をついている様子。大それた事を計画してしまったのではないか、会場費の支払いはどうしようと不安が現実になりそうな時、ロビーに人があふれる状態になりました。目頭を熱くした実行委員の笑顔が忘れられません。

結局第一日目の大田昌秀前沖縄県知事の記念講演「地域から平和をつくる」とパネルディ

スカッション「非核・平和と地方自治」は1000人、第二部「函館及び各地からの報告」は1000人、二日目第一分科会「非核・平和条例—法理論と運動」は300人、第二分科会「周辺事態法と労働現場」200人と延べ1800人の参加を得ることができました。14都道府県から100人以上、道内では道南地域を除いて18市町からの参加です。本当にありがとうございました。

記念講演、パネルディスカッション、各分科会についてはこれまでも参加された方々がそれぞれの視点で雑誌等に報告を発表されています。また「実現する会」でも報告集を12月中に完成させますので、ここでは各部分のエッセンスとメッセージ等を紹介したいと思います。まずはエッセンス。

大田昌秀氏(前沖縄県知事)

沖縄戦では法的根拠のないまま軍の命令で多くの県民が戦場に行かされ亡くなった。地方公共団体の協力というが、有事になればすぐに戒厳令を敷くだろう。

富野暉一郎氏(元逗子市長)

環境やNGO、企業活動などで違う国々の自治体同志が助け合う時代。平時の今こそ地域で何をするのか、しないのか合意形成を図るべきだ。

新倉裕史氏(非核市民宣言運動ヨコスカ)

横須賀の市職員労組も非協力宣言を上げた。国から自治体への協力要請はく命令>ではなくくお願い>。拒むことができる。

高橋亨氏(函館市議)

条約、法令、条例はどれが上位ということはなく、国とは対等に話ができると思う。

中北龍太郎氏(弁護士)

憲法の平和的生存権と地方自治は一体のものとして位置づけられ、地方自治体が住民の平和・生存を守るのは当然だ。外交・軍事

が国家中心に向かう流れの中、条例制定は大変な意味を持つ。(以上「北海道新聞」より)

花崎皋平氏(小樽市)

請願署名を集めく条例>を作りたい。自衛艦の入港をどう扱うか検討中。

富盛保恵氏(室蘭・ピースネット輝く風)

一ヶ月前ブルーリッジが入港した。司令官がく自衛艦とのパートナーシップは現実的なもの>と発言。

斉藤けい子氏(苫小牧・非核平和ネット)

1995年にく非核・平和条例>を陳情。趣旨採択されたが新ガイドラインで進んでいない。戦争不参加宣言を掲げてゆきたい。

梶本修史氏(神戸・兵庫県原水協)

く非核神戸方式>は市長の態度が変わるかもという不安定さや問題点もあるが25年つづいている。市民の世論を高めることが必要。

和田忠明氏(高知・高知県平和委員会)

高知の条例も二月議会で継続審議、改選のため廃案。橋本知事は県庁内部の不祥事を原因で11月選挙の公約としては出していない。

湯浅一郎氏(ピースリンク広島・呉・岩国)

周辺事態法成立以降自衛隊が変わろうとしている。く認知してください>から海外派兵を知らしめる位置づけの変化である。それらに声を上げていくのが呉の仕事だ。

続 博治氏(鹿児島・平和ネットワーク)

錦江湾の非核化を進めたい。北と南から非核・平和条例をつくっていききたい。

熊木昭司氏(函館・漁業)

ブルーリッジ入港時に自主的に網を上げた。国に補償を求めると質問されたがきっぱり断った。一回受け取ったらノーと言えなくなる」(以上「実現する会」ニュー

スより。

第一分科会報告より

国は中央政府、地方自治体は地方政府という関係にあり、対等平等である。「非核三原則」は国是であり、「非核・平和条例」は国是に一層の肉付けをしてゆくものである。

第二分科会報告より

分科会では、有事体制の中で現場の労働者が関係業務を拒否するのは難しいとの認識を持った。しかし、日常普段から戦争行為に係わる根本となるものを取り除いていくことにより緊張緩和がもたらされるであろう。条例制定運動は、全ての労働者に元気を与えるものだ。

次はメッセージです。

喜屋武馨日本非核宣言自治体協議会会長

(沖縄県北中城村長)

非核宣言自治体の集合体として、草の根の非核・平和事業を実施しながら核兵器の脅威のない世界を必ず手にすることができると信じて活動してまいります。参加された皆さんが核兵器廃絶に向かって力強く歩まれることを祈念します。

アレン・ネルソン氏

政府は紛争を平和裡に解決する能力がありません。私たち市民こそ平和裡に解決する能力を持っているのです。

チャールズ・オーバービー氏

日本政府による「見て見ぬふり」の沈黙という濃い霧の中を、米艦船が核疑惑のまま日本の港に出入りしていると考えられます。憲法九条を守ることができるのは、日本人々だけです。

浅井基文氏(明治学院大学教授)

周辺事態法は、日本を核戦争・チェルノブイリの悲惨さに直面させる危険性をおり込んでなお、アメリカに全面協力することを意図したものです。その発動を許して

はなりません。(四氏とも抜粋)
 その他に函館の民社党、日本共産党、社民党からもメッセージをいただきました。

この函館のチャンプルー的「全国交流集会」の圧巻は一日目夜の「交流懇親会」でした。予想を上回る100名以上の歓声で地ビールレストランは騒然。青森から参加の平和委員会の方々はお国言葉で喝采を受け、札幌や道南の女性ネットは「マジョグループ」と自称。メンバーを見れば、なるほどとうなづける顔ぶれ。函館だからできたと思える「全国交流集会」の集大成でした。この関係を全国各地に拡げてゆきたいと「非核・平和条例ネットワーク準備会」を最終日全体会で発足させました。函館ではやっと目標の半分=5万筆の署名集約状況で市民の盛り上がりは今ひとつの状況で

す。「条例」の制定に市民のおおなる関心は不可欠であり、今後より一層大きく声を上げてゆきたいと思えます。市民の想いで議会をいっぱいにする日が必ず来ると信念を持って運動を継続します。今後ともご支援ご協力をお願いいたします。

◆◆
 なお、各地の情報、取り組みをお知らせいただければ幸いです。

函館市新川町2-16
 道南労働福祉会館4F
 非核・平和函館市民条例を実現する会
 TEL/FAX 0138-27-3550

周辺事態法による戦争協力の最前線・岩国新港

米軍チャーター船の寄港相次ぐ

湯浅一郎 ●ピースリンク広島・呉・岩国

6月17日、岩国新港の棧橋にアメリカ軍海上輸送軍MSC所属の大型輸送船「マースクコンステレーション」が接岸した。この港は、米軍岩国航空基地の北に位置する山口県営の民間港である。4月14日に同船が岩国基地からコブラゴールド米タイ合同演習で使用するために持ち出した諸々の軍事物資・車両が、演習の終了とともに持ち帰られ、積み上げられ、岩国市内を通過して基地に向けて公然と輸送された。早朝、輸送船への物資の積み込みが行われている現場にピースリンクの田村順玄世話人らが行き、山口県岩国港湾管理事務所の岡崎次長に抗議文を手渡した。

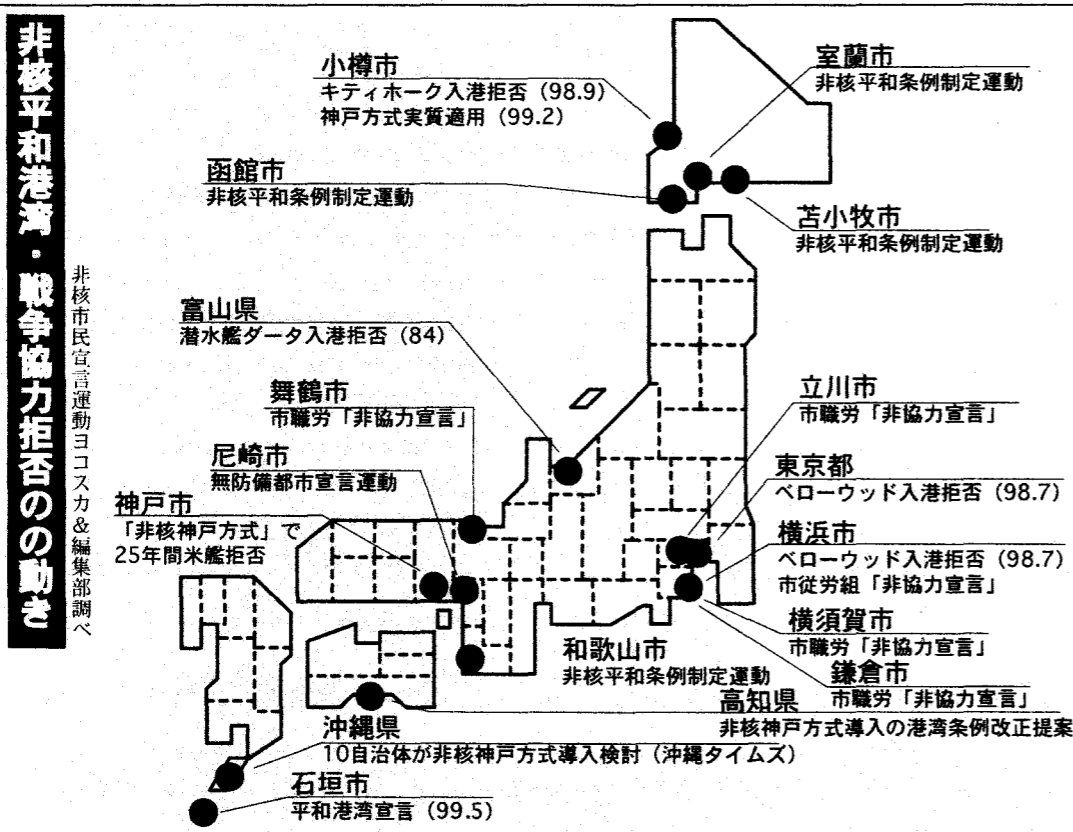
この入港は、地位協定5条に基づくもので、このような形での岩国新港への入港は、昨年7月以来、5回目である。このところ、軍事演習の一環として米軍所属船が岩国の民間港を使用し続けている。地位協定5条3項には、「一項に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適切な通告をしなければならない」とあり、逆に言えば、一方的に通告すればすむことになっている。しかも一項で「入港料は課されない」と決められており、その補填は防衛施設庁予算から行われる。これは、5月24日に成立した周辺事態法の全土基地方式に対応した民間港湾の軍事利用の日常化をもたらすための既成事実づくりとして極めて重要な問題を含んでい

る。
 コブラゴールド米タイ合同演習の物資を積み込む作業は、昨年4月にもほぼ同じ位置づけを持って、「ケープ・インスクリプション」が寄港している。

これまでも民間港へのアメリカ艦船の寄港はくり返されているとはいえ、それらは親善と乗員の休養が目的であった。岩国港でくり返されている寄港は、軍事演習の一部を構成する物資輸送のためであり、ひとたび戦争が起これば、同様のことを展開するぞと言うデモンストレーションそのものである。この間、港湾管理者である山口県は、米軍に対し山口県港湾施設管理条例に則った入港を要請し、「県民生活や地域経済活動に支障がないよう」強く求めた。しかし米軍側は、「あくまでも地位協定による入港である」と譲らず、結果として貨物の内容も明らかにされないままであった。

同船は、呉市にあるアメリカ陸軍広弾薬庫での弾薬輸送にしばしば登場する船で、横浜ノースドックも含め、日本や韓国周辺で米軍の弾薬輸送に重要な役割を果たしている貨物船である。通常、弾薬を輸送していることから、積み荷内容が明らかにされない中では、弾薬も含め危険物が入っていないとも限らない。

さらに、重要な問題は、従来の棧橋への接岸



に加えて、初めて港湾内の野積み場に物資を放置するという既成事実が加えられたことである。前日から、コンテナ十二個、消防車三台、さらに発電機などが基地から持ち出され、港のそばに野積みされていたのである。基地から港までは、車で三十分もかからない程度の距離であり、わざわざ港に野積みしておく必要性はない。にもかかわらず、港近くの野積み場に、軍事物資が仮置きされたのである。それらは深夜に入港した軍事海上輸送軍MSC所属の大型輸送船「マースクコンステレーション」に朝から積み込まれた。海兵隊員と船舶代理店の労働者が、埠頭に隣接した野積み場に仮置きしていた物資を積み込んだ。このようなことがエスカレートすれば、提供している地域以外でも、すべての場所が基地として機能することになりかねない。

野積み場の使用に対しては、山口県港湾施設管理条例に則って許可申請が出されたが、岩国市との協議はなかった。また、アメリカ軍は、県に対し、取り扱う物資のリストを通知し、県は危険物がないことを確認したので、岸壁の使用許可を与えたとのことであるが、これは、周辺事態法の「自治体協力」を先取りするものとして絶対に容認できない。いずれにしても、県はまずアメリカ軍から出された物資のリストを県民に公開すべきである。更に8月22日には、米軍チャーターの日本の輸送船「鹿兒島丸」「三高丸」が接岸し、基地から演習用に持ち出した諸々の軍事物資・車両を積みこんだ。このときも、名目は、地位協定五条に基づくもので、米軍がチャーターしていれば、日本船でも一方的な通告だけで利用できるというものであった。

11月14日、「ケープ・ノックス」が米艦合同演習「フォールイーグル」で使用した軍事物資の荷揚げのため、今年5回目の入港をした。

ところが、作業終了後も、道路に大型トレーラーを放置したまま、解散してしまった。これは約束違反であるとして、岩国港湾管理事務所が、基地に持ち帰るよう要請をし、夜になって、米軍が慌てて撤去するというできごともあった。

折しも、5月24日には、ほとんどまとまらな審議を経ることなく、新ガイドライン関連法が成立したばかりである。岩国で進められているMSC所属船や米軍チャーターの日本船の相次ぐ寄港と、その作業の質的变化は、既に新ガイドライン体制の確立へ向け具体的既成事実づくりが急ピッチで進んでいることを示している。このような既成事実を積み上げ続けていけば、それが地方自治や市民の生活と安全を守る上で様々な障害を引き起こすことが考えられる。今後、同様の事態がさらにエスカレートしていくことが考えられるが、自治体は、あくまでも地位協定に基づく民間港への寄港に反対し続けるとともに、市民生活の安定と安全を守るべき対処方針を市民に提示すべきである。それこそが市民生活や経済に大きな影響をもたらす周辺事態法などの戦争法による協力要請や依頼に応じないことにつながるはずである。

岩国で起こっている事態は、全国的な影響をも持つ側面が強い。平和船団による抗議行動、港の軍事利用反対の具体的な効力を持つ条例づくりの運動など、周到な準備のもとで、市民の陣形を作らねばならないだろう。◆◆

それでも 生きている 「港湾管理権」に 注目しよう・・・

米軍は岩国新港の山口県営埠頭を、「平時」の現在、「地位協定第5条」をたてに県の港湾施設使用許可を得ないで使用している。これが「周辺事態」ならどうなるのか。

7月に出た「周辺事態法第9条(地方公共団体・民間の協力)の解説(案)」で、政府は次のように説明している。「例えば、自衛隊艦船又は米軍艦船が、地方公共団体の管理する港湾に入港し、係船岸壁等の港湾施設を使用しようとする場合に、施設の使用に際しての許可(港湾法第34条において準用される第12条に基づき、地方公共団体の条例で定められる)について協力を求めること等が想定される。このような協力の求めがなされたとき、港湾管理者は、求めがあったことを前提として、港湾法及び条例に基づき、許可権限を適切に行使することが期待される。」「権限を適切に行使する」ことは港湾管理者の「一般的協力義務」であり「協力の強制」とは違う、というのが政府の説明だ。

ここで注目したいのは、「周辺事態」つまり「有事」においても軍艦は「自治体の許可手続きを経て入港する」ことが前提となっていることだ。岩国新港で繰り返されている「平時の無許可入港」と比べると何だか奇妙な話である。「平時」よりも「有事」の方が港湾施設の使用が米軍にとって不自由なものになる、ということなのか。

7月7日の全国知事会への第2回説明会で、山口県の担当者がこの点を質問した。「周辺事態」でも県条例に基づく手続きをとらない船の入港は拒否してよいということなのか、と。政府側の回答はこうだ。「通常と同様許可を得る必要がないということで、通常、許可を得なくていいような場合については、

許可を得ないということでございます。(略)港湾施設の使用許可を得ずに使用しているようなものについて、周辺事態だからといって許可を得なければいけないということにはなりません(全国知事会による議事録から)。すなわち、周辺事態における法手続きは、通常＝平時における手続きの水準を踏襲するというのである。

岩国新港で繰り返されている平時の無許可入港は、周辺事態の港の自由使用を可能にするために積み重ねられている。既成事実によって自治体の港湾管理権を「骨抜き」にし、「その時」の抵抗をあらかじめ封じようというのが政府の意図だ。ふりかざすのは「地位協定第5条」。しかし、第5条のどこにも、米軍は港湾施設使用手続きを踏まなくていいなどは書かれていない。その代わりに第3項にはこうある。「(合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運行される)船舶は、通常の状態においては日本国の当局に適当な通告をしなければならない。」「入港の通告」は米軍の「義務」であって、「港湾施設の使用許可手続きを免除される権利」ではない。第5条が米艦船に対して免除しているのは「入港料」と「強制水先」だけ。港湾管理者の許可手続きは必要ないというのは政府の勝手に解釈なのである。事実、岩国新港に関して、山口県は港湾施設である「野積み場」に関しては積荷の目録を受け取り使用許可を出している。許可を出したことは問題だろうが、県はちゃんと「権限を行使」している。また、入港料の免除も日本政府が米軍に与えた恩恵なのであって、日本政府は施設の使用料相当額を自治体に「損失補填」の形で支払っている。港が、本来別の目的に用いるために自治体が管理している施設であることを、暗に認めているからこそその「損失補填」だ。

自治体の「港湾管理権」は、岩国新港でも生きている。だからこそ、政府はそれを亡きものにしようとする。政府の手には「地位協定第5条」という「自分で勝手に裏書きをした手形」しかない。この構造は、全国各地で展開されている米艦の「民間港入港キャンペーン」のどこでも同じだ。小樽で、函館で、大分で、別府で、鹿児島で横浜で…起こっているに違いない隠れた実績を洗い出す中から、「その時」を遠ざける力の在処が見えてくるのではないか。だから、やっぱり港はおもしろいのだ。(田巻一彦)

日本の空は米軍のもの？

激増する低空飛行訓練

ここでもやはり

自治体の頑張りが希望

青木雅彦
反戦ドタバタ会議

日本近代史の教科書に必ず特筆大書されているのが、明治の政治家がいかに奮闘して不平等条約から主権を回復していったかということだ。一面でこのための「努力」が侵略につながったことは言うまでもないが、主権なき状態のいかに恐るべきものであるかの認識は当時の政治家には切実なものだったろう。

教科書的に言えば、現在の日本はサンフランシスコ条約で独立を得た立派な主権国家である。しかし「教科書が教えない」安保の運用の実態では、多くの点で日本の主権は制限された状態にある。とりわけ、日本の空は全く日本の空でない。「日本領空」とされる広大な3次元空間はいまだに米軍のものである。これは政治的立場を問わず実態を知る人の中では「定説」である。

◆航空管制は「暫定的」に 米軍が握る

11月11日、沖縄の空の管制を行っている米軍嘉手納基地のレーダーが故障し、那覇空港を発着する民間機が大幅に遅れるという事件が起こった。こういう事故があつて初めて、基地のそばの日本の空(沖縄、岩国、首都圏<横田>、三沢)は、実は米軍が管制を行っているのだということを知った人も多かったようだ。

国会でも同様で、事故を受けて「嘉手納管制はもともと返還後の「暫定的」措置であつたはず」と追求され、外務省も日米合同委員会に提起することになった。米軍の返答はまだない。

管制の問題も、日本が主権を喪失している典型的な例だが、ここでは米軍の「空の暴走族」、つまり低空飛行訓練について最近の動きを整理して、主権を行使しないことがいかなる危険を産み出しているかを具体的に述べたい。

◆事態法以降激増の 低空飛行回数

「キャッチピース」74号で紹介された今年1月14日の外務省と米軍の低空飛行に関する合意によって、米軍の危険な訓練はなくならないまでも、幾分自粛するかと期待されたが実態は逆であつた。広島県が11月19日に公表した集計では、県内での低空飛行目撃件数が年間比で今年は昨年の6倍にもなっていることが分かった。

それによると、目撃件数は、四月が7件、五月18件、六月83件、七月62件、八月84件、九月は77件(重複カウントを含む)、と半年の合計で331件(去年は年間で120件)にもものぼる。注目すべきは、6月以降に急増したことだ。5月に周辺事態法が成立したことと見事に符合する。1月の「合意」は事態法成立の障害とならないように、「いいこブリッ

子」を見せるためのダミーであつたのかもしれない。

◆北海道では 小学校を「目標」に

98年7月24日に起きた三沢基地でのF-16の炎上事故の報告書が米軍から公表され、それを独自に検証した伊藤裕希三沢市議が、添付された地図の目標マークから判断すると北海道上の国町で米軍機が低空飛行の際に小学校を目標としている可能性が高いと9月14日発表した。専門家の意見でも、F-16の主目的である北朝鮮の軍事施設に大きさが近い小学校の校舎を目標とすることは十分にあり得るという。

それに対して三沢の第35戦闘航空団司令官は、その様な主張は誤りであるという申し入れを、極めて異例にも三沢市議会に対して行った。伊藤市議は、再度公開の質問書を米軍に提出したが、今度は米軍が沈黙してしまった。(註1)

地元の怒りと恐怖は大きかったが、外務省はいつものように事実関係の確認をすることもなく、「米軍の言い分を信じる」という態度に終始している。

◆自治体、独自に動き始める

正直なところ、低空飛行問題での中央の反応は鈍い。政府だけでなく、国会さえ「論憲」は言うが、「論安保」どころか改定のやさしい地位協定すら議論しないのだから何をか言わんや。人口の少ない地域の問題を論じても票にならないと考えているのだろう。

しかし、当事者である被害地域と自治体にとっては命に係わる問題を等閑視できない。政府をあてにせず、自分たちで実態を把握し分析しようという動きがある。

今年1月21日に岩手県の山中に三沢基地のF-16が墜落した事故の報告書が米軍から公

表された。当初は当事者の岩手県は、「翻訳できる専門知識がない」として外務省の抄訳、しかもいつもの「意訳」を読むだけだったが、さすがに批判があつた。このほど頑張って県の総務学事課が主要ページを翻訳してホームページに掲げた(註2)。

当然のこととはいえ、日本の自治体の慣例からすれば異例のことだが、その甲斐はあつた。「事故飛行機は、2機編隊の二番機で、その出撃内容の要約は沿岸の目標への模擬地上襲撃と引き続き第35戦闘機航空団の他の2機編隊との対敵空対空迎撃であつた。」(岩手県訳)とこれが低空飛行訓練中の事故であることを日本語で公開したのだから。周知のように、日本外務省は米軍が低空飛行訓練を行っていることを確認したことはなかった。

また訓練が激しさを増している中国地方では、10月に広島県芸北町が独自に「米軍の低空飛行目撃情報収集に関する組織設置要綱」を定め、調査地点と調査員を決め情報の収集と分析を始めることにした。

全国の米軍基地を抱える「渉外知事会」は、10月15日「米軍機による模擬対地攻撃訓練について」と題する「緊急要望」を政府に提出した(註3)。これは、今年1月に相次いで起きた高知と岩手での米軍機墜落事故の報告書が、いずれも米軍の低空「模擬対地攻撃訓練」中の事故であつたことを認めていたため、政府の言明と違うということを指摘して、この訓練の中止を要望したもの。またしても政府は黙りを決め込んでいる。

◆イタリアでは「主権」 の存在を確認

政府は1月14日文書に関する濱田健一衆議院議員への答弁書(「キャッチピース」74号)で、「我が国における米軍の飛行訓練の実態が、これら諸国(NATOなど)におけるものと比べ、我が国にとって特段不利な形になって

いるとは考えていない」と言っているが、今年の低空飛行に関する米-伊合意を読むと、これは全く嘘であると言わなければならない。

98年の悲劇的なゴンドラ事故を受けて今年3月見直されたこの合意(註4)では、例えば「米軍の司令官(DUSA)がイタリアの空軍基地に任命され、米軍の飛行はこの司令官に許可を得て初めて実施される」と、低空飛行がイタリア側の承認を得るべきものとされている。周知のように日本では、外務省はそのルートすら「承知していない」というのだから根本的に違う。

それはアメリカのいわば「好意」にすぎない日本政府の態度とは全く違う精神で合意されているからだ。この合意書には明確に、「イタリア共和国が、領空、領土、領海に主権を行使する」と記されている。まさしく問題の本質は「主権」がどこにあるかということだ。主権国家としては、リップサービスでなくこれこそ米軍に確認せねばならないことなのだ。

11月22日には埼玉県で自衛隊機が住宅密集地域のそばに墜落した。原子力事故と同じく、これまでの事故はないものとするという前提を根本的に改め直ちに対策を講じなければ必ず惨事は起きる。いつまでも幸運だけをあてにできない。

(註1)このやり取りや、事故報告書の問題の地図等は「リムピース」のホームページに、<http://www.rimpeace.or.jp>

(註2)この翻訳は岩手県のホームページ<http://www.pref.iwate.jp/~hp0103>で読める。(註3)要請文は<http://www.pref.kanagawa.jp/press/9910/21049/index.htm>

(註4)この合意内容は、<http://www2.odn.ne.jp/btree/teiku>からたどれる。

編集室から

●心機一転巻き返しを誓ったものの、なかなか思うように仕事が進まず、ようやく「10月号」を完成させました。「購読料が切れているのかと思ってたよ。健在でよかった。祝々」とfaxを入れてくださった大磯のIさん、ありがとう。「購読料払っているのにどうしてこないの」と横浜のYさんはじめ何人かの方から問い合わせをいただきました。前号でお知らせしたような訳なのです。励ましの声もかけていただきました。紙面を借りて感謝いたします。なんとかふんばって、年明けにはきちんと発行できるようにしたいと思います。もうしばらく変則的な形でゆくこと、お許しください。(た)

原子力艦入港情報

(110)

1999.4.27~9.30

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

BF=原子力潜水艦(原潜) ベンジャミン・フランクリン級

横須賀	
◆ 5/7	13:54 原潜カリ74・H・ベイク(S)入港。
◆ 5/11	07:46 原潜バッファロー(L)入港。
◇ 5/12	15:56 原潜バッファロー(L)出港。
◆ 5/13	16:06 原潜バッファロー(L)入港。
◇ 5/27	13:46 原潜カリ74・H・ベイク(S)出港。
◇ 5/19	16:52 原潜バッファロー(L)出港。
◆ 6/7	11:01 原潜ホルル(L)入港。
◇ 6/11	09:06 原潜ホルル(L)出港。
◆ 6/11	18:24 原潜ホルル(L)入港。
◇ 6/21	08:58 原潜ホルル(L)出港。
◆ 6/23	08:08 原潜バッファロー(L)入港。
◆ 7/8	10:23 原潜オゾンピア(L)入港。
◆ 7/8	13:59 原潜カメハメハ(BF)入港。
◇ 7/10	10:01 原潜オゾンピア(L)出港。
◇ 7/10	11:51 原潜バッファロー(L)出港。
◆ 7/13	16:39 原潜バッファロー(L)入港。
◇ 同日	16:52 原潜バッファロー(L)出港。
◇ 7/19	09:54 原潜カメハメハ(BF)出港。
◆ 8/16	16:07 原潜オゾンピア(L)入港。
◇ 8/26	10:01 原潜オゾンピア(L)出港。
◆ 9/8	17:05 原潜ロサンゼルス(L)入港。
◇ 同日	18:07 原潜ロサンゼルス(L)出港。
◆ 9/14	09:53 原潜ポーツマス(L)入港。
◇ 9/15	08:58 原潜ポーツマス(L)出港。
◆ 9/15	16:55 原潜ポーツマス(L)入港。
◆ 9/18	16:23 原潜ロサンゼルス(L)入港。
◇ 9/20	15:57 原潜ロサンゼルス(L)出港。
◇ 9/30	09:57 原潜ポーツマス(L)出港。

横須賀当期計(うち原潜):14(14)

佐世保

◆ 5/15	10:29 原潜ホルル(L)入港。
◇ 5/17	16:00 原潜ホルル(L)出港。
◆ 8/2	10:10 原潜ロサンゼルス(L)入港。
◇ 8/9	15:53 原潜ロサンゼルス(L)出港。
◆ 8/12	09:50 原潜ロサンゼルス(L)入港。
◇ 8/14	15:50 原潜ロサンゼルス(L)出港。
◆ 9/27	16:24 原潜パサディナ(L)入港。
◇ 9/30	11:21 原潜パサディナ(L)出港。

佐世保当期計(うち原潜):4(4)

ホワイトビーチ(沖縄・勝連町)

◆ 6/14	16:52 原潜カリ74・H・ベイク(S)入港。
◇ 同日	17:36 原潜カリ74・H・ベイク(S)出港。
◆ 6/28	08:15 原潜サンタフェ(L)入港。
◇ 同日	09:25 原潜サンタフェ(L)出港。
◆ 6/28	10:18 原潜カメハメハ(BF)入港。
◆ 6/30	08:44 原潜カメハメハ(BF)出港。
◆ 7/2	10:00 原潜カメハメハ(BF)入港。
◆ 7/5	09:46 原潜カメハメハ(BF)出港。
◆ 7/17	16:48 原潜ロサンゼルス(L)入港。
◆ 7/18	08:54 原潜ロサンゼルス(L)出港。
◆ 7/22	13:58 原潜カメハメハ(L)入港。
◇ 7/26	01:07 原潜カメハメハ(L)出港。
◆ 8/27	16:43 原潜バッファロー(L)入港。
◇ 8/30	16:00 原潜バッファロー(L)出港。
◆ 9/10	12:06 原潜バッファロー(L)入港。
◇ 9/15	11:55 原潜バッファロー(L)出港。

ホワイトビーチ当期計(うち原潜):8(8)

●1999.1.1から9.30までの各地の原子力艦入港数:

()内は原潜	
横須賀	17(17)
佐世保	5(5)
ホワイトビーチ	9(9)
合計	31(31)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース 連絡事務所●〒222 横浜市港北区鍋ヶ丘10-4 ハイッ幸1-B ☎・FAX 045(433)3483 E-MAIL:tamaki@ab.mbn.or.jp 編集●月刊キャッチピース編集委員会 郵便振替●00160-7-136148キャッチピース 定価●100円(通信会員年間3000円)